



# 島根県報

平成25年3月19日（火）

第2,479号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業の廃止	（       "       ）	2

**【特定調達公告】**

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	3
-----------------------------------	---------	---

**【公安告示】**

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	4
警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正	（       "       ）	6

**【漁調委告示】**

海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会の開催		7
-----------------------------	--	---

## 告 示

## 島根県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した次の指定医療機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成25年 3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年 4月 1日
田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の 1	平成23年 4月 1日
東朝日町眼科	松江市東朝日町218- 1 ラヴィナスアテンコート101号	平成24年 8月13日
石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044番地	平成24年 2月 8日
タニモト薬局	出雲市姫原町215- 1	平成18年 3月19日
いいじま薬局	出雲市大社町北荒木1233- 1	平成24年 5月31日

## 島根県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した次の指定介護機関は、事業廃止の事実が認められ、同条の指定を廃止したので告示する。

平成25年 3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所 在 地	
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	居宅療養管理指導	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	訪問看護	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	訪問リハビリテー ション	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	介護予防居宅療養 管理指導	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	介護予防訪問看護	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市富山町山中1771番地 4	介護予防訪問リハ ビリテーション	富山診療所	大田市富山町山中1771番地 4	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市長久町長久口412	居宅療養管理指導	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市長久町長久口412	訪問看護	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市長久町長久口412	訪問リハビリテー ション	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年 4月 1日
金 雲智	大田市長久町長久口412	介護予防居宅療養	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年 4月 1日

		管理指導			
金 雲智	大田市長久町長久口412	介護予防訪問看護	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年4月1日
金 雲智	大田市長久町長久口412	介護予防訪問リハビリテーション	長久医院	大田市長久町長久口412	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	居宅療養管理指導	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	訪問看護	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	訪問リハビリテーション	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	介護予防居宅療養管理指導	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	介護予防訪問看護	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
金 雲智	出雲市多伎町口田儀869の1	介護予防訪問リハビリテーション	田儀診療所	出雲市多伎町口田儀869の1	平成23年4月1日
森山 照子	松江市南田町127-7	居宅療養管理指導	タマチ薬局	松江市南田町127-7	平成24年8月1日
森山 照子	松江市南田町127-7	介護予防居宅療養管理指導	タマチ薬局	松江市南田町127-7	平成24年8月1日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年3月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達件名及び数量

島根県立中央病院清掃等環境衛生業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局総務経営部 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成25年3月8日

4 落札者の氏名及び住所

太平ビルサービス株式会社 松江市雑賀町201

5 落札金額

511,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年 1月22日

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第29号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成25年 3月19日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	平成25年 7月19日（金）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成25年 9月28日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成25年 7月19日（金）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成25年 9月 7日（土）午前8時30分から午後5時まで	

## 2 実施場所

## (1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

## (2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 空港保安警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。</li> <li>○ 空港に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 空港保安警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 空港に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗客等の接遇に関すること。</li> <li>○ 手荷物等検査に関すること。</li> <li>○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 空港保安警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 空港保安警備業務 2 級

ア 島根県内に住所を有する者

イ 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成25年 6 月 10 日（月）から同月 14 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 空港保安警備業務 1 級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通

(4) 添付書類

a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

d 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

島根県公安委員会告示第30号

警備員等の検定等に関する規則第2条の表6の項上欄の規定による島根県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（平成24年島根県公安委員会告示第99号）の一部を次のように改正し、平成25年3月19日から施行する。

平成25年3月19日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

「  
表中 

国道485号	松江市の全域
--------	--------

 を  
」

「  

国道485号	松江市の全域
主要地方道松江島根線	松江市西津田一丁目360番15地先から同市菅田町166番地先まで

 に改める。  
」

**漁 業 調 整 委 員 会 告 示****島根海区漁業調整委員会告示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、海面における漁業権に係る漁場計画案に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成25年 3月19日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

## 1 日時、場所及び案件

日 時	場 所	案 件
平成25年 3月26日（火）13時30分	松江市朝日町590番地 松江東急イン	海面における漁業権に係る漁場計画案について （島根海区分）

## 2 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧に供する書類の名称

漁場図、漁場計画一覧表及び総合連絡図

## (2) 縦覧の期間

平成25年 3月19日から同年 3月25日まで

## (3) 縦覧の場所

島根県農林水産部水産課、松江水産事務所及び浜田水産事務所